（調査区の管理）

第十八条　市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

2　市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

3　市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

4　市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

5　都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

（調査票等の保存）

第十九条　総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の項を削り、別表に次のように加える。

経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）	第十四条第三項及び第十五条

○総務省令第四十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、個人企業経済調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　総務大臣　石田　真敏

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の目的） **第二条**　個人企業経済調査は、個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。	（調査の目的） **第二条**　個人企業経済調査は、製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。
（定義） **第三条**　この省令において「事業主」とは、個人企業を経営する者をいう。	（定義） **第三条**　この省令において「個人企業主」とは、個人企業を経営する者をいう。
（調査日） **第四条**　個人企業経済調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。	（調査の期間） **第四条**　個人企業経済調査は、毎年四月から翌年三月までの一年間について、四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び翌年一月から三月までの期間に分けて行う。
（調査の対象） **第五条**　個人企業経済調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する個人企業に係る事業所のうちから総務大臣が選定したもの（以下「調査事業所」という。）について行う。	（調査の対象） **第五条**　個人企業経済調査は、総務大臣の定める調査地域において、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する個人企業に係る事業所のうちから総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの（以下「調査事業所」という。）について行う。
一　大分類D―建設業 二　大分類E―製造業 三　大分類G―情報通信業 四　大分類H―運輸業、郵便業（中分類四二―鉄道業及び中分類四六―航空運輸業を除く。） 五　大分類I―卸売業、小売業 六　大分類J―金融業、保険業（中分類六二―銀行業及び中分類六三―協同組織金融業を除く。） 七　大分類K―不動産業、物品賃貸業 八　大分類L―学術研究、専門・技術サービス業 九　大分類M―宿泊業、飲食サービス業（中分類七六―飲食店（小分類番号七六五　酒場、ビヤホール及び小分類番号七六六　バー、キャバレー、ナイトクラブに限る。）を除く。） 十　大分類N―生活関連サービス業、娯楽業（中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二　家事サービス業に限る。）を除く。）	一　大分類E―製造業 ［新設］ ［新設］ 二　大分類I―卸売業、小売業 ［新設］ 三　大分類K―不動産業、物品賃貸業（中分類七〇―物品賃貸業に限る。） 四　大分類L―学術研究、専門・技術サービス業（中分類七三―広告業及び中分類七四―技術サービス業（他に分類されないもの（小分類番号七四四　商品・非破壊検査業及び同七四五　計量証明業に限る。）に限る。） 五　大分類M―宿泊業、飲食サービス業（中分類七六―飲食店（小分類番号七六五　酒場、ビヤホール及び同七六六　バー、キャバレー、ナイトクラブに限る。）を除く。） 六　大分類N―生活関連サービス業、娯楽業（中分類七八―洗濯・理容・美容・浴場業及び中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二　家事サービス業を除く。）に限る。）